

別紙様式第十四号の二（第百七十三条第三号関係）

（日本産業規格 A 4）

私設取引システム運営業務に係る売買高に関する報告書

（ 年 月 日から
年 月 日まで）

年 月 日提出

登録番号 財務（支）局長（金商）第 号

商号又は名称

所在地

代表者の役職氏名

（注意事項）

法第29条の2第1項の登録申請書又は法第31条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の役職氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

有価証券の売買高の状況

私設取引システム運営業務（法第30条第1項ただし書の規定により行うものに限る。）に係る有価証券の売買高の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

（単位：千株、百万円）

		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
株 券	株数	()	()	()	()	()
	金額	()	()	()	()	()
社債券		()	()	()	()	()
受益証券		()	()	()	()	()

その他	新株予約権証券	()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()
	小計	()	()	()	()	()
合計		()	()	()	()	()

(注意事項)

- 1 有価証券の売買株数及び売買金額を約定基準により記載すること。
- 2 「株券」の欄には株券に係るものを、「社債券」の欄には社債券（法第2条第1項第17号に掲げる有価証券で同項第5号に掲げる有価証券の性質を有するものを含む。）に係るものを、「受益証券」の欄には同項第10号及び第14号に掲げる受益証券に係るものを、「新株予約権証券」の欄には同項第9号に掲げる新株予約権証券及び同項第11号に掲げる新投資口予約権証券に係るものを記載すること。
- 3 「その他」の欄の空欄には、「株券」、「社債券」、「受益証券」及び「新株予約権証券」の欄に記載したもの以外の有価証券であって取引があったもの（法第2条第2項各号に掲げる権利については、電子記録移転権利及び令第1条の12第2号に規定する権利を含む。）のうち、売買金額の多い上位5位までの有価証券について記載すること。また、「小計」の欄には、「その他」の欄に記載した売買金額の合計額に取引があった有価証券のうち本表に記載しなかったものの売買金額を合算した額を記載すること。
- 4 外国有価証券（日本国若しくはその地方公共団体又は居住者（外国為替及び外国貿易法第6条第1項第5号に規定する居住者のうち法人をいう。）が本邦（同項第1号に規定する本邦をいう。）において発行する有価証券以外の有価証券をいう。）に係るものは、株券、社債券、受益証券等それぞれに相当するものに合算し、上段に内書（括弧書）として記載すること。